

2022年2月21日

米子市議会議長 岩崎 康朗 様

住所 鳥取県鳥取市富安 2丁目 104-1 さざんか会館  
鳥取市ボランティア・市民活動センター 情報ボックス 60番  
団体名 えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)  
氏名 共同代表 山中幸子 (印) (080-6173-1318)

原発災害時の屋内退避中の支援体制について、住民への具体的な説明を求める陳情

1. 陳情理由

島根原発から概ね 30 km圏内の境港市・米子市・鳥取県は、緊急時防護措置を準備する地域(UPZ)として、原子力災害時の避難計画作成を国から義務づけられています。「鳥取県原子力防災ハンドブック」(以下、「ハンドブック」)によると、被ばくを予防・低減するため、UPZ 圏の住民は初期対応として屋内退避を行い外出できない状態が続きます。

屋内退避は、原発事故最初期に、住民の健康と安全を守るための重要な防護措置です。現時点では、屋内退避に関し、住民に 3 日間の備蓄を呼びかけ、自宅等に留まらない場合に「コンクリート屋内退避施設」を避難先に指定していますが、その他の支援等の詳細は不明です。

そこで、少なくとも以下の点について、住民に具体的な説明が必要と考えます。

第一に、UPZ 圏内の住民に食料や水の補給・配布をするための支援体制です。屋内退避の期間は事故の進展次第であり想定できません。「ハンドブック」には、「長期にわたる場合には避難に切替を行うことがあります」と記載されていますが、切替までの日数は不明であり、避難するまで屋内退避を継続する必要に迫られます。また、断水・停電していても自宅に留まる住民に対し、支援が行き届く体制が必要ですが不明です。

第二に、複合災害時に、自宅等が断水・停電・建物の倒壊などに見舞われる場合、指定されている「コンクリート屋内退避施設」に移動するとされていますが、施設の詳細、また、新型コロナウイルス感染症流行下でも十分な収容人数かどうかは周知されていません。

第三に、屋内退避中の要支援者や家族、高齢者・障がい者等福祉施設への支援体制について、詳細が明らかではありません。特に、通所施設を利用している障がい者・高齢者は屋内退避指示時には自宅で過ごすことになるため、同居家族を支援する体制が必要です。在宅の方々やそれぞれの施設を支援する屋内退避計画と、急な体調変化に対応した医療支援体制も必要ですが、詳細は不明です。

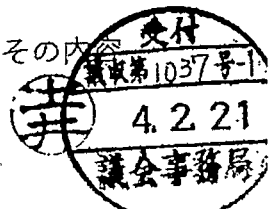
第四に、屋内退避指示は 30 km圏内に留まらず、30 km圏外に及ぶことも考えられます。こうした場合の支援体制も、明らかではありません。

屋内退避を効果的に、健康を損なわずに継続できるようにするには、行政による具体的な支援が不可欠です。その内容を住民に説明し周知する必要があると考えます。

なお、これらの支援は、放射性物質が飛散する高線量下で実施される可能性が高く、支援者側の防護措置も十分配慮すべきと考えます。

2. 陳情事項

原発災害時の屋内退避の効果的な継続に不可欠な行政による支援体制について、その内容を丁寧に具体的に住民に説明し、周知することを求めます。



2022年2月24日

米子市議会議長 岩崎 康朗 様

(提出者)

団体名 さよなら島根原発ネットワーク・鳥取

連絡先 米子市錦町 1-36

共同代表 新田ひとみ



(電話 090-4571-6576)

### 島根原発に関する安全協定に事前了解権の明記を求める陳情

#### 陳情の趣旨

島根原発に関する安全協定において、立地自治体並みに、条文に事前了解権の明記を求めています。

#### 理由

2月18日に、中国電力が示した安全協定の改定案の第6条は、

- ・計画等の事前報告
- ・報告について相互に意見を述べるができるものとする。
- ・中国電力は意見があった場合は、誠意を持って対応するものとする。

とあります。

これは、米子市及び米子市議会がこれまで中国電力に求めてきた、立地自治体の安全協定と文言上の差異があり、それを解消すべきであるということが満たされていません。

また、上記の中国電力の回答案では、立地自治体と同様の事前了解権が米子市にあることが担保されません。

福島原発事故で明らかなように、いったん事故が起これば、立地自治体や周辺自治体の区別なく被害が及ぶことが想定されます。

そのため、米子市は立地自治体と同様に避難計画の策定が義務づけられています。

あくまでも、立地自治体並の安全協定を中国電力に求めています。

